



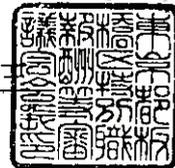
平成 27 年 4 月 13 日

東京都板橋区長

坂 本 健 様

東京都板橋区特別職報酬等審議会

会 長 中 村 辰 三



特別職報酬等の額について（答申）

平成 27 年 4 月 13 日付、27 板総総第 42 号の 5 で諮問があつた「教育委員会の制度改正に伴う新教育長の給料月額について」、別紙のとおり答申する。

東京都板橋区特別職報酬等審議会委員

会 長 中 村 辰 三

職 務 代 理 岡 本 今 廣

委 員 唐 澤 公 平

委 員 木 村 良 子

委 員 小 林 英 子

委 員 坂 本 大 太 郎

委 員 佐 藤 美 知 雄

委 員 中 城 剛 志

委 員 原 田 二 郎

1 はじめに

当審議会は、東京都板橋区特別職報酬等審議会条例第2条の規定に基づき、平成27年4月13日付で板橋区長から、「教育委員会の制度改正に伴う新教育長の給料月額について」、諮問を受けた。

審議にあたり各委員は、公正中立の立場を貫き、自由かつ達な発言により、広範な視点から慎重な審議を行った。

2 教育委員会制度改正の概要について

教育委員会の制度改正は、いじめ問題をはじめとする対応が困難かつ複雑化する教育行政の問題に対応するものである。従来の制度では教育委員会の代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長とが設置され、責任の所在が曖昧である等の理由から、適切な対応が難しいという課題があった。そこで、この課題の解決を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律が、平成27年4月1日施行された。

この改正により、迅速な危機管理体制の構築を図ることを含め、教育行政の第一義的な責任者を明確化するために、従前の教育委員長と教育長を一本化した新たな職（新教育長）が設置されることとなった。

なお、改正法の施行日は平成27年4月1日だが、経過措置により、現在の教育長は、その教育委員会の委員としての任期中に限り、なお従前の例により在職するものとされていることから、次期の新たに選任される教育長から、新教育長制度に移行する。

3 新教育長の職務等について

- (1) 教育委員会の会務を総理し、教育委員会を代表する。
- (2) 教育委員会の会議の主宰者となる。
- (3) 教育委員会の事務執行の責任者、事務局の指揮監督者である。

なお、新教育長は、一般職ではなく特別職となるため、地方公務員法は適用されない。

4 新教育長の給料月額について

特別職の給料等は、その職務と責任の重大さにかんがみ、支給されるものであり、54万区民の理解と納得が得られるものでなければならないことから、総合的に判断した結果、当審議会では、次のような結論に達した。

今回の制度改正により、教育委員会の代表者である教育委員長と事務の統括者である教育長を一本化した新教育長は、教育行政の第一義的な責任者として明確化され、従来にも増して教育行政に大きな責任と権限を有することになり、その職務は極めて重要である。そのため、新教育長の給料月額は、教育委員長の職責等を勘案した額とすることが必要である。

一方、現在の教育委員長の報酬月額は、教育委員と異なる額が定められており、また、その差額が教育委員長の職責等に見合った職務加算分である。

したがって、教育長の給料月額に、教育委員長と教育委員との報酬差額を加算した額を、新教育長の給料月額とすることが妥当である。

教育長の給料月額	782,000 円
教育委員長と教育委員の報酬月額の差額	53,000 円
新教育長の給料月額	835,000 円

5 おわりに

当審議会は、板橋区長からの諮問に対して、以上のとおり答申する。

新教育長には、いじめ問題をはじめとする対応が困難かつ複雑化する教育行政の課題に対し一層の解決を図られることを切望する。

なお、本答申については、その内容を十分に尊重され、実施に向け努力されることを望むものである。